国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

いのちとくらしをまもる
防　災　減　災

令　和　８　年　１１　月　１９　日
水管理・国土保全局防災課

令和８年梅雨前線豪雨から台風第 25 号までの一連の気象現象による災害（仮称）で被災した、道路・河川等の迅速な復旧を支援

～大規模災害時の災害査定の効率化（簡素化）の対象を追加し、内容を決定～

「令和８年梅雨前線豪雨から台風第 25 号までの一連の気象現象による災害（仮称）」について、令和８年 10 月９日に激甚災害（本激）の指定の事前公表が行われたことを踏まえ、地方公共団体が行う道路や河川等の公共土木施設の災害査定に要する期間等を大幅に縮減する「大規模災害時の災害査定の効率化（簡素化）及び事前ルール」※1を適用することを決定し、10 月 26 日に対象区域における書面による査定の上限額、現地で決定できる災害復旧事業費の上限額の引上げ額等を通知したところです。

このたび、本災害による被害状況を踏まえ、神奈川県を対象区域に追加することとし、効率化の内容を通知しましたので、お知らせします。

これにより、被災自治体における災害復旧事業の災害査定の事務手続きの迅速化が図られることが期待されます。

※1　平成 29 年１月 13 日から大規模災害発生時に被災自治体の災害査定に要する期間等を大幅に縮減するルールとして設けたもの。（別添参照）

＜追加対象区域＞

【水管理・国土保全局所管施設※2】
神奈川県

＜10 月９日付け決定済みの対象区域＞

【水管理・国土保全局所管施設※2】
青森県、山形県、栃木県、群馬県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、徳島県、熊本県、千葉市、名古屋市

【都市局所管施設※3】
岩手県、栃木県、千葉県、富山県、福井県、愛知県、京都府、香川県、千葉市、名古屋市

＜災害査定の効率化（簡素化）の主な内容＞

○書面による査定上限額の引上げ（机上査定の拡大）により査定に要する時間や人員を大幅に縮減

・書面による査定の実施により、現場間の移動時間や現場対応人員を縮減することで、査定の効率的な運用と自治体等の負担軽減を図ります。
・書面による査定の上限額を通常の 1,000 万円未満から以下の金額に引き上げます。
【水管理・国土保全局所管施設※2】
神奈川県（4,600 万円以下）

○現地で決定できる災害復旧事業費の上限額の引上げにより早期の災害復旧を実施

・現地で決定できる災害復旧事業費の上限額を通常の４億円未満から以下の金額に引き上げます。
【水管理・国土保全局所管施設※2】
７億円未満

〇設計図書の簡素化により早期の災害査定を実施

・既存の地図や航空写真等を活用することで、災害査定の準備のための現地測量や設計図面の作成にかかる作業等を縮減し、災害査定の早期実施を図ります。

〇一箇所の工事の取扱い

・工事の工期や発注単位を勘案して被災箇所を統合又は分割し、災害査定において一箇所の工事とみなす範囲を決定できるようにすることで、効率的な災害復旧工事の実施を図ります。

※２　河川、海岸（港湾に係るものを除く）、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、橋梁、水道、下水道
※３　公園

【問合せ先】
＜水管理・国土保全局所管の施設に関すること＞
水管理・国土保全局　防災課　須藤（内線35725）、 尾﨑（内線35776）
電話 代表:03-5253-8111、直通:03-5253-8458

大規模災害時の災害査定の効率化（簡素化）及び事前ルール化

国土交通省

別添

【事前ルール化】

■対象とする大規模災害（大規模査定方針 第二）

○カテゴリーS：激甚災害（本激）に指定又は指定の事前公表がされた災害で、かつ、緊急災害対策本部（政府）が設置された災害（過去の事例：東日本大震災（H23））

○カテゴリーA：激甚災害（本激）に指定又は指定の事前公表がされた災害
（過去の事例：令和8年熊本地震（R8）、令和6年能登半島地震（R6）、梅雨前線豪雨等（R5）、梅雨前線豪雨等（R2）、東日本台風（R元）等）

■対象区域（大規模災害査定方針 第四）

○当該災害における被災箇所数が、都道府県又は指定都市の区域事業主体において、過去五箇年の平均箇所数（激甚災害に係るものを除く）を超えた区域

⇒**カテゴリーS・Aの災害**かつ**対象区域**の要件を満たした場合、**効率化（簡素化）の①～④**を実施可能
さらに、以下の条件も満たした場合、**⑤早期確認型査定**も実施可能

■被災箇所数（大規模査定方針 第十一）

○被災箇所数が市（指定都市を除く）においては60箇所、町においては30箇所、村においては20箇所を超える場合

【災害査定の手続きの効率化（簡素化）の内容】

①**机上査定限度額の引上げ**（カテゴリーSは申請予定箇所の概ね9割、カテゴリーAは申請予定箇所の概ね7割となる金額まで引き上げる）
（原則：1,000万円未満）　（参考：過去の事例　カテゴリーS　5,000万円、カテゴリーA　2,000万円）
：会議室で書類のみで行う机上査定の対象限度額の引上げにより査定期間を短縮

②**採択保留金額の引上げ**（カテゴリーSは採択保留件数の概ね9割、カテゴリーAは採択保留件数の概ね6割となる金額まで引き上げる）
（原則：4億円以上）　（参考：過去の事例　カテゴリーS　30億円、カテゴリーA　8億円）
：現地で決定できる災害復旧事業の金額の引上げにより早期着手が可能

③**設計書に添付する図面等の効率化**
：設計図書の作成において航空写真や代表的な断面図等の活用により測量・設計期間を短縮 など

④**一箇所工事の取扱い**
：被災した箇所が100mを超える箇所であっても統合可能、被災した箇所間の距離にかかわらず適度な工事発注単位に分割可能

⑤**早期確認型査定**
：申請時（前査定）の積算は不要とすることや災害査定官等による技術的助言を行うことで手戻りのないシームレスな設計を実現することなどにより、「災害査定の申請」及び「災害復旧工事の着手」の2つをスピードアップし、災害復旧全体の迅速化を図る